

## 福山市公園剪定除草等業務最低制限価格事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する公園、街路、緑地、道路等における樹木の剪定、除草、薬剤散布等の業務の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、電子計算機による入札事務の執行についての福山市契約規則の特例に関する規則（平成元年規則第28号）に定めるところによる。

### (電算基準最低制限価格の算定方法)

第3条 電算基準最低制限価格（以下「基準価格」という。）は、次に定める式により算定する。この場合における諸経費とは、共通仮設費（安全費の積上分を除く。）、現場管理費及び一般管理費を合計したものとする。なお、基準価格に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

基準価格＝直接業務費＋共通仮設費（安全費の積上分）＋諸経費×50%

### (最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格は、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額（すべての入札金額が当該算出金額を下回った場合は、当該基準価格とする。以下「基準最低制限価格」という。）に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 最低制限価格は、開札時に算出するものとする。

3 基準価格が電算基準予定価格の60%を下回る場合の最低制限価格は、電算基準予定価格の60%を基準価格として第1項の規定により設定するものとする。

### (予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格及び基準最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

### (その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、2012年（平成24年）3月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、2013年（平成25年）12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、２０１７年（平成２９年）３月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要領は、２０１８年（平成３０年）３月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の福山市公園剪定除草等業務最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告をし、又は指名する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、２０２０年（令和２年）４月１日から施行する。

附 則

この要領は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要領は、２０２５年（令和７年）３月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の規定は、施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行ったものについて適用する。